

統計委員会 第15回国民経済計算部会 議事録

1. 日時 平成26年11月26日（水） 10:00～11:30

2. 場所 第4合同庁舎 12階 共用1214会議室

3. 出席者

（委員）中村洋一委員、前田栄治委員、櫛浩一専門委員

（審議協力者）宇南山卓財務総合政策研究所総括主任研究官、総務省、財務省、  
文部科学省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

（事務局）清水内閣府大臣官房統計委員会担当室政策企画調査官、小森総務省政策統  
括官（統計基準担当）付統計企画管理官、丸山内閣府経済社会総合研究所  
総括政策研究官、酒巻国民経済計算部長、多田企画調査課長、谷本国民支  
出課長、渡邊国民資産課長、小此木分配所得課長

4. 議事

国民経済計算次回基準改定に向けた対応について

- 一般政府部門に係る記録の改善 -
- 金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充 -

5. 議事録

○中村部会長代理 それでは、定刻まで少し間がありますけれども、皆様おそろいになりましたので、ただ今から「国民経済計算部会」第15回会合を開会いたします。

中島部会長におかれましては、本日は急遽御欠席ということになりましたので、部会長代理といたしまして私が議事進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

また、本日、後藤専門委員が御欠席でございます。

それでは、まず、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 「議事次第」と書かれた1枚紙の下に横長の資料、分厚いものですが、資料1というものがございまして、その下に1枚紙で縦長の資料2、その下に9月10日の諮問第70号の関連資料を束ねたものを置かせていただいております。

資料に過不足がございましたら、御連絡ください。

○中村部会長代理 ありがとうございます。

早速、議事に入りたいと思います。

本日の審議事項は「一般政府部門に係る記録の改善」「金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充」であります。

内容が多岐にわたりますので、進め方といたしまして、まず「一般政府と公的企業との間の例外的支払の取扱いの精緻化」について御議論いただきたいと思います。その後「金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充」といたしまして「雇用者ストックオプションの取扱い」及び「企業年金の記録方法の変更」について御議論をいただきたいと思います。

なお「金融市場の発展を反映した金融資産・負債の範囲の拡充」のうち、金融資産分離の改定及び金融機関の内訳分類の精緻化、この2つについては次回に審議いたすことになっております。

では、資料1「国民経済計算次回基準改定に向けた対応について③」のうち「一般政府と公的企業との間の例外的支払の取扱いの精緻化」について、事務局から説明をお願いいたします。

○谷本内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課長 おはようございます。国民支出課長の谷本と申します。よろしくお願いいたします。

それでは「一般政府と公的企業との間の例外的支払の取扱いの精緻化」につきまして、資料に沿って御説明を申し上げます。

あちらのスライドでも私の説明と同じ流れで展開されるということになっておりますので、そちらも御覧ください。

説明でございますが、前回までの流れと同様、2008SNAマニュアルにおける考え方、現行基準JSNAにおける取り扱い、次回基準JSNAにおける取り扱い、「例外的支払」の例、最後にまとめということで順序を構成しております。

それでは、お手元の資料ですが、3ページに参ります。

この「一般政府と公的企業との間の例外的支払の取扱い」ですが、3ページでございますとおり「2008SNAマニュアルにおける考え方」といたしましては、公的企業から政府への例外的支払、例外的支払というのは高額及び不定期な支払ということでSNAマニュアルでは定義付けられておりますが、我が国の例といたしましては、2009年における財政投融资特会から一般会計への支払、括弧してありますが、法律等に書いてある目的としては、施策の実施に伴う政府の歳出増への充当・歳入減の補てんという目的で行われているものですが、こういうものにつきまして2008SNAマニュアルでは「持分の引出し」として記録するようということで勧告がされているところでございます。

逆に、政府から公的企業の例外的支払につきまして、我が国の例で申し上げますと、2005年における年金特会から年金資金運用基金への交付金、これはグリーンピア事業で生じた長期借入金につきまして、補てんというか、償還する費用でございますが、これについては、今、1つの例を出しましたが、SNAマニュアルでは2つタイプが挙げられておまして、1つは公共政策の目的の結果として生じた累積損失を支払うものを「資本移転」として記録。後で触れますけれども、今のグリーンピアの例はそういうものに該当するということかなと思います。一方で、財産所得として確実な収益期待が見込まれるという目的で政府

から公的企業に行われた支払というのは、いわば「持分の追加」ということで記録すべきということでも勧告がされているところでございます。

4ページでございます。

では、現行SNAではどのような扱いになっているかといいますと、最初のところですが、いずれも今は「資本移転」という形で記録されているところでございます。

したがって、後でも出てきますが、プライマリーバランスに影響を与えるという形で計上されているところでございます。

では、我が国JSNAにおきましてこれをどう扱おうかということでございますが、次に出てきますが、原則としてこの2008勧告にはのっとりということでございます。

まず、最初でございますが、例外的支払について2008SNAの考え方に沿った記録を行うということで、公的企業から政府への例外的支払というのは「持分の引出し」に計上しようということでございます。

一方で、政府から公的企業については、先ほどの勧告と同様、累積損失の補てんのようなものについては「資本移転」、そうでなくて確実な収益を見込まれるものについては「持分の追加」ということで記録しようということと考えております。

判断基準でございますが、先ほどのような財投特会から一般会計への支払とか、グリーンピア事業とかの例でもあるのですけれども、我が国の基準の1つとしては、特別な立法措置がとられるものについて例外的支払ということでも取り扱おうということでございます。

公的企業から政府へ「持分の引出し」として記録するものについては、支払の原資が積立金とか準備金とかの取り崩しあるいは資産の売却であるということにしようということで、これもSNAマニュアルに則った考え方をとろうということでございます。

では、例外的支払の例として我が国でどういうものがあるかということですが、次の5ページでございます。

まず、公的企業から政府への例外的支払の例といたしましては、2001年以降を対象にピックアップしますと以下のとおりでございます。

2006年、2008年、2009年、2010年、2011年につきまして財投特会から一般会計、これはいずれも財政運営のための措置ということで、金額を右に書いてございますが、2006年は12兆円、2008年は一般会計と国債整理基金への繰り入れとなっておりますが、合わせて11.3兆円、2009年は約7.3兆円、2010年は約4.8兆円、2011年は約1.1兆円ということになっていきます。

それ以外に、2007年の郵政公社から一般会計へ、これは公社解散の時のものでございますが、約1兆円。2011年でございますが、鉄建・運輸施設整備支援機構から一般会計へ約1.2兆円、日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計へ0.3兆円というものでございます。

今、これはいずれも「資本移転」ということで計上しておりますが、法律の中身を調べてみて、先ほどの立法措置がある、いずれも積立金の取り崩しということで読めるという

ことをございますので、いずれも「持分の引出し」ということで取り扱いを変更しようと考えております。

続きまして、政府から公的企業への例でございます。6ページでございますが、2001年以降どういものがあるかといいますと、先ほど申し上げたグリーンピア関係のものでございますが、年金特会から年金資金運用基金へ約1.1兆円。2008年ですが、一般会計から日本高速道路保有・債務返済機構への資金の流れが約2.9兆円あります。

これらはいずれも公共政策の目的の結果として生じた累積損失を賄うものでありまして、これは引き続き「資本移転」として計上しようと考えております。

下でございますが、これまで政府から公的企業にいわば確実な収益を期待できるという目的で行われたような「持分の追加」に当たるような事例というのは見当たらないというところでございます。ですので、現在のものについては、いずれも「資本移転」ということで計上しようかなと考えております。

7ページでございます。「まとめ」というところでございますが、統計利用上の観点で申し上げますと、まず1つ目としては国際比較性ということで、2008SNAと整合的な取り扱いをすることで一般政府の純貸出・純借入（収支）の国際比較の可能性が高まるというところでございます。

2つ目といたしまして、純貸出・純借入、プライマリーバランスにつきまして、例外的支払はいわば一時的要因と捉えることができると思います。そういうものの影響を除くことにより、趨勢的な動向の把握が可能になるということでございます。

実際、こちらは内閣府の別の部局になりますけれども、経済財政の中長期試算というもので、国、地方等の財政のプライマリーバランス等の将来展望を行っていますが、そこではもう既にここで挙げたような高額かつ不定期な支出につきましては除いた形でプライマリーバランスを見ております。SNAも表章上そういう形で計上される。プライマリーバランス同様な計上方法になるということでございます。

最後ですが、8ページ以降、いつも概念の変更によりどのような影響があるかということを図で示すものがございますが「政府の純貸出／純借入への影響のイメージ図」ということで8ページ、9ページということで、まず、8ページでございますが、今、どのように計上しているかということをも整理いたしております。

公的企業から政府への例外的支払（現行基準）ということで、今は、先ほど申し上げましたように、実物取引面で「資本移転」として計上しております。

一方で、金融取引としては、その分、現・預金が入りますので、増えるということで現・預金の増加、いわば資産の増加として計上されるということでございます。

まず、その例外的支払の取引前の状況が上の方でございます。実物面では支出面、収入で税、社会負担、その他収入等が計上されて、その差額は純借入ということになっております。

一方、資産・負債のところを見ますと、純借入がある場合は資産が負債より少ないとい

うことで、実物側とバランスをしているということが取引前でございます。

この状態から、現行基準で例外的支払がされた場合はどのようになるかといいますと、まず、実物面の方で支出は同じでございますが、収入のところではその他収入が青い○の分だけ増えるという形、これが「資本移転」という形でございますが、その分増えるということになりまして、純借入が縮小するという形になります。

では、金融面で何が起きているかといいますと、先ほど申し上げましたが、資産の方で現・預金が増える。これは赤い○が先ほどの青い○と同額ということになります。負債は変わりませんので、純借入がその分、縮小するというところで今は計上されているということでございます。

では、これが次回基準でどうなるかというのが9ページでございます。

公的企業から政府への例外的支払ということですが、実物取引では次回基準へは非計上ということになって、そのかわり金融取引の方の下の方ですが、持分の引き出しとして計上されるということになります。

一方で、持分の引き出しがされたかわりに現金・預金が入ってきますので、現・預金が増えるという形になります。

これも取引前、取引後ということで比較をしてみますと、取引前は先ほどの現行基準と同じ図でございます。左側に支出・収入、右側に資産・負債、ここでは純借入の方が大きいということで仮定をしておりますが、これは政府から見た絵ですけれども、では、新基準でこの例外的支払がされた場合にどうなるかといいますと、下の方ですが、実物取引の方は上と変わりございません。

一方で、金融面でどのようなことが起きるかといいますと、持分を引き出すということで持分が減少します。そのかわり現・預金が増えるという形になります。あそこがございます現・預金の増分が○、持分の減少分が×となりますが、これは同額ということになりますので、資産の中の構成は変わっておりますが、資産と負債の差である純借入はここでは変わらないということになります。

今、このように勧告に従って行うということで考えておるところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○中村部会長代理 ありがとうございます。

この対応によりまして一般政府のISバランスとか、プライマリーバランスのイレギュラーな動きがなくなるということだと思いますが、これに関しまして先生方から御意見を伺いたいと思います。

どなたからでも結構ですが、よろしく願いいたします。

どうぞ、前田委員。

○前田委員 これは7ページに書いてあるとおりのメリットがあると思うので、この方向で進めていただければと思います。

それに関して1点だけ御質問なのですが、今さらですが、現行の取り扱いではなぜこん

なことになっていたのでしょうか。この計算のやり方によると、当然、現行だといわば資金過不足でイレギュラーな動きが生じてしまうのですけれども、これはもう2008SNAの前の考え方に沿ってやるとこうなっていたということですか。それとも日本独特でこのようにやっていたということですか。

○谷本内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課長 1993SNAの考え方を純粹に申し上げますと、公的企業から政府への支払というのは、勧告では配当か例外的支払という感じになっていました。ただ、経緯は不確かですけれども、我が国では「資本移転」ということで計上をしておりました。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 補足しますと、おっしゃるとおりだと思うのですが、恐らく1993SNAの時にこういう変更をしておけば本来はもっとよかったということかもしれません。今、支出課長からありましたとおり、1993SNAのもとでは公的企業から政府への例外的支払というのは、配当か持分の引き出しのどちらか、実物の取引か金融取引かということで、それはケース・バイ・ケースということだったのですが、実物の取引があり得るという面ではあながち間違ってもいなかったわけですが、でき得れば1993SNAの時から今回のような変更をしておくということが考えられたかもしれないということをございます。

○中村部会長代理 どうぞ、お願いいたします。

○宇南山審議協力者 私も変更自体はこのまま進められるのがいいと思うのですが、1点、最後の9ページの図で見えますと、結局、持分を減らして現金・預金を増やして、資産構成が変わるだけだよという扱いになるという理解だと思うのですが、これをやるためには、公的企業の政府の持分というのが計上されていないと、こういう処理ができないような気がするのですが、少し記憶が曖昧なのですが、現状で政府の公的企業の持分というのは表章されているのでしょうか。

○谷本内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課長 現状は表章されていなくて、現在は株式出資金という形で入っていて、要は「持分」という言葉は使っておりません。ただ、それを今度細分化して「持分」という言葉をその中の項目として入れるということも予定しているということです。

○宇南山審議協力者 今までは資本移転を受けても、株式出資金の部分の減額処理みたいなものはされていなかったという理解でよろしいですか。

○谷本内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課長 先ほど御説明申し上げた8ページのとおりでございまして、処理はしておらず、実物取引の方で処理をしていたという格好でございます。

○宇南山審議協力者 では、今回、新たに公的企業の持分も表章するようになるという変更もされる予定でしょうか。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 補足いたします。次回、金融資産・負債の分類ということで、その際にも詳しく申し上げようと思っておりますけ

れども、金融資産の大きな分類として、一つ、持分というのがございまして、その持分の中で上場株式、非上場株式、その他の持分ということになりまして、本件についていうとその他の持分というところに入ってくるのだと思います。そうした中で、どういう形で計上していくのかということを検討してまいりたいと考えております。

○宇南山審議協力者 ありがとうございます。

○中村部会長代理 ほかにいかがでしょうか。

それでは、皆様方の御意見も「一般政府と公的企業との間の例外的支払の取扱いの精緻化」について、特に御異論はないと考えますので、事務局案につきまして部会として了承したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中村部会長代理 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次の議題は、資料1のうち「雇用者ストックオプションの取扱い」であります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○小此木内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課長 分配所得課長の小此木です。よろしくお願いします。

資料の10ページ「雇用者ストックオプション」のところの説明をいたします。

説明といたしましては、先ほど同様、まず「2008SNAマニュアルにおける雇用者ストックオプションの考え方」「現行基準JSNAにおける雇用者ストックオプションの取扱い」「次回基準JSNAにおける雇用者ストックオプションの取扱い」「雇用者ストックオプション関連情報」「まとめ」という形で説明させていただきたいと思います。

11ページでございますけれども「2008SNAにおける雇用者ストックオプション」でございますけれども、雇用者ストックオプションとはということで、企業が雇用者に対し付与する株式の購入権、権利でございます。所与の日付になされる取り決めであり、定められた日付またはその一定後の期間内において、雇用者が雇い入れ企業の株式について、所与の株数をあらかじめ定められた価格で購入することができる権利と一般的な定義がされているということでございます。権利でございますので、当然、執行しなければ購入しないということになるというものでございます。

2008SNAの記録方法でございますけれども、この雇用者ストックオプションの価値を雇用者報酬（現物の賃金・俸給）に含めるとともに、それに対応して金融資産に記録するということになっております。

次の12ページのところでございますけれども、それを簡単に図示したものを掲載しております。

流れといたしましては、左側の図を見ていただきたいのですが、権利付与というものがありまして、権利付与というのは雇用者ストックオプションを雇主が雇用者に与えるというものでございます。

ただ、この時点では、通常、雇用者ストックオプションはすぐに権利執行ができなくて、

権利が確定する一定期間の勤務を経て権利が確定するというところでございます。権利確定後、権利の行使期限というものがあるのですけれども、その行使期限までの任意の間に権利を行使して、あらかじめ定められた価格で株式を購入することができるというものでございます。

マニュアルへの記録方法につきまして右側に記載しておりまして、権利付与から権利確定の間に雇用者ストックオプションの価値を雇用者報酬に含めるということで「雇用者報酬」に記録するとともに、金融面においてはその同額を「その他の金融資産」ということで記録するというようになっております。

雇用者ストックオプションということで権利が確定した時点で「その他の金融資産」から「金融派生商品及び雇用者ストックオプション」という資産に振りかえるということになります。

その後、雇用者が権利を行使した時点でストックオプションがなくなりまして、株式になりまして、その株式が「持分」という形で振りかえられるというところでございます。

今の説明は家計面の資産という面で申しましたけれども、資産という意味合いでは、雇主企業部門では同額の負債が計上されるというところでございます。

続きまして、13ページで「現行基準JSNAにおける雇用者ストックオプションの取扱い」でございますけれども、1993SNAでは雇用者ストックオプションの取り扱いに関する指針はなく、現行JSNAでも捕捉・計上は行っていないというのが現状でございます。

次回基準のJSNAですけれども、雇用者ストックオプションにつきましては、新たに雇用者ストックオプションの価値を計測し、雇用者報酬や金融資産に記録するということを予定しております。

日本銀行の資金循環統計におきましても、同様にストックオプションを計測する予定だということで聞いております。

次に、14ページは「雇用者ストックオプションの基礎データと推計」ということでございますけれども、雇用者ストックオプションを推計するに当たりまして、関連データとして使えるデータといたしましては、財務省の「四半期別法人企業統計」の新株予約権の残高を活用することを検討しております。

ただし、このデータは企業の負債という意味での残高データになりますので、そのままでは雇用者ストックオプションの新規付与額、雇用者報酬に計上する額や、あとは権利確定前、確定後の金融資産の額が得られないということになっております。

権利確定前、確定後の金融資産ということは、下の\*のところに書いてありますが、ある期末の新株予約権の残高というのは、権利確定前の資産残高（その他の金融資産）として記録される部分と、権利確定後の資産残高、これは金融派生商品及び雇用者ストックオプションに割り振られているものの2つに分けられるのですけれども、それを分けるデータ等もないというところでございます。

このため、標準的なパターンで権利の付与・行使が行われるということを想定して、残



高データから雇用者報酬等を推計するということを考えております。

具体的に申しますと、下に書いてありますが、権利付与から権利確定までが2年間、権利確定から権利行使までが3年間という5年サイクルの中で、いろいろな企業があるのですけれども、いろいろな企業が同じような形で時期をずらしてやっていて、ここでは5個の同質な企業グループによる状態が平準化されているということをイメージいたしまして、雇用者への権利付与が1年ずつ順繰りに行われているということで想定しております。

そういった想定から計算して、残高データから、ストックからフローである雇用者報酬などを推計するということを考えているところでございます。

続きまして、関連情報ということでございます。

15ページが日本で雇用者ストックオプションが一体どれぐらい普及しているのだろうかというグラフでございますが、これは経済産業省の「企業活動基本調査」から持ってきたものでございますけれども、棒グラフが実施企業数で、折れ線グラフの方が実施企業割合ということでございます。

平成17年ぐらいをピークにいたしまして減少傾向にございますけれども、近年では日本でストックオプションを実施している企業割合は大体5%ぐらいになっているというところでございます。

続きまして、16ページ、こちらは基礎データとして活用することを予定している「法人企業統計調査における『新株予約権』の推移」でございます。

新株予約権の推移といたしましては、このグラフのとおりでございますが、こちらは若干増加傾向にありまして、金額といたしましては直近ですと少し高目になっておりますけれども、大体2,000～3,000億円といったオーダーで推移しているというところでございます。

このデータを使いまして推計していくこととなります。続きまして「まとめ」のところでございますけれども、これまで計測してこなかった雇用者ストックオプションの数を新たに計測することによりまして、家計金融資産（個人金融資産）や雇用者報酬の国際比較可能性が高まる。基本的には2008の勧告に従うことで国際比較可能性が高まるということが期待できる。

実際に雇用者報酬水準への影響でございますけれども、ストックオプションを新たに計上することによりまして雇用者報酬全体を0.01～0.02%押し上げる効果があると試算しております。

家計金融資産への影響でございますけれども、権利確定前の「その他の金融資産」と権利確定後の「金融派生商品及び雇用者ストックオプション」の合計で、近年ですと数千億円の金融資産額の上乗せということになっているということでございます。

以上でございます。

○中村部会長代理 ありがとうございます。

この件に関してはそれほど大きな影響が計数的にあるわけではないものですが、こうい

うものもきちんと取り扱って精緻化していこうということでもあります。ある種のモデル計算をすることになりますけれども、その点を含めまして先生方の御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

前田委員、どうぞ。

○前田委員 この点についても、こういう方向性で特に異論はございません。よいと思えます。

今おっしゃったように、定量的なインパクトは現時点では非常に小さいのですけれども、今後、場合によっては拡大していくということもあるかと思えますので、今から対応をとっていくということは重要だと思えますし、同時に、14ページにもありますとおり、今回、標準的なパターンを前提に推計されるということで、現時点ではこれ以外に対応の方法はないのではないかと思います。将来、場合によってはこれでモデルの妥当性があるかどうか、修正の必要がないかどうかということは定期的に検討していく必要があると思えます。

○中村部会長代理 宇南山先生、どうぞ。

○宇南山審議協力者 計数がすごく小さいというのもイメージからすると妥当なのですが、オーストラリアとかカナダ、欧州各国での水準というのはこの程度なのでしょうか。

○小此木内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課長 済みません、手元に基礎資料はないのですが、日本よりは若干高目の数字ではないかという感じはしておりますけれども、雇用者報酬の半分を占めるとか、そういった極端なことはないと思っております。

○宇南山審議協力者 アメリカはやっていないという理解でよろしいのでしょうか。

○小此木内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課長 アメリカについて確認したところ、当初、アメリカも税情報か何かを使って雇用者ストックオプションを導入する予定だというような方向の話は聞いていたのですけれども、一応、金融勘定を見ると結果としては導入していないというような形でお聞きしております。

○宇南山審議協力者 ありがとうございます。

基本的には私もやるべきだと思います。

○中村部会長代理 樫委員、どうぞ。

○樫委員 私も、やるべきだと思います。ひとつだけ質問します。株価が変動した時にオプションの価値が変動するわけですが、今回の計算方法では最初にオプションを付与した時に雇用者報酬として計上されて、その後は何も所得としては出てこないということなのではないでしょうか。

○小此木内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課長 今回の計算方法といたしましては、法企のデータを使いまして推計するということを予定しておりまして、法企のデータが恐らく企業会計基準に従ったような形でそれぞれの企業がデータをある程度把握して計上してくるのだと思えますけれども、現在の日本の企業会計基準ですと、基本的

には付与した時点での価値で、その後、株価が変動した時についても、その株価の変動については別に反映させなくていいことになっていきますので、反映分の情報が把握できないので、その部分は今回は見送りたいと考えているところでございます。

○中村部会長代理 ほかにいかがでございましょうか。

よろしければ、この件につきましても、事務局の説明に対しまして御異論はなかったと思いますので、事務局案を部会として了承したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中村部会長代理 ありがとうございます。

それでは、これは了承されたということで、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は、資料1-①「企業年金の記録方法の変更」であります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 企画調査課長の多田でございます。よろしくお願いいたします。

では、資料1に基づきまして、スクリーン上で基本的には御説明をさせていただきたいと思っております。このページでは御説明の流れを示しております。

まず、青い○ですけれども「2008SNAにおける企業年金(確定給付型)の位置付け」としまして、金融ストック面における記録方法、あるいは実物フローや金融フロー面における記録方法について、現行の日本のSNAと比較しながら御説明をさせていただきます。

その中で、家計の所得支出勘定という家計の貯蓄率の計算につながります実物フロー面の勘定構造につきましても、少し詳しく触れさせていただきます。

次に、2008SNAマニュアルにおける企業年金の記録方法の勧告といたしますのは、いわゆる国際会計基準と整合的になっておりまして、日本のSNAにおいて2008SNAに対応する場合、企業会計基準の状況を確認することが重要となっております。このため、黒い○のところですけれども、日本の会計基準であります、いわゆる「退職給付会計基準」につきまして若干御説明をさせていただきます。

さらに、緑の○ですけれども、日本のSNAの次回基準で企業年金などに関するフローやストックをどのように記録する方針であるのかといった点について解説をさせていただきます。最後に、赤い○の「まとめ」としまして、統計利用上の観点について、家計貯蓄率への含意というものも含めながら御説明をさせていただきます。

では、まず「2008SNAマニュアルにおける企業年金の位置付けの概要」について、現行の日本SNAの扱いと対比させながら、数ページにわたって御説明いたします。

まず、2008SNAでは、雇用に関連した年金、すなわち企業年金ということですが、年金基金に積立金があるかどうかということにはならず、法的強制力が期待されるということから、広い意味で社会保険制度といったものを構成するものと捉えまして、その受給権については家計に対する債務を構成すると位置付けられております。

この中で、将来の年金額が拠出金と運用成績で決まるような確定拠出型とは異なりまし

て、勤続年数などに基づくある種のフォーミュラによって将来の年金額が決まってくる確定給付型、ここでは「Defined Benefit」の頭文字で「DB」と略しますけれども、そのDBの企業年金については発生ベースによる記録を貫徹することとされております。

DB企業年金、確定給付企業年金の発生ベースの記録という場合に、最もイメージしやすいのが年金の受給権という概念ですので、その点からまず御説明をいたします。

これはストックということになりますけれども、年金受給権というのは、文字どおり、雇用者ないし家計にとって、将来、受給することが期待される年金の資産額ということで、家計にとっての資産、年金基金、これはSNAでは金融機関に含まれますけれども、その年金基金にとっての負債ということになります。

2008SNAでは、この年金受給権については、将来、受給予定の給付額のうち、この計測時点までに発生済みの部分に関する割引現在価値として記録することを求めています。言いかえますと、例えば、ある時点までに会社に10年間勤めていれば、その10年間の労働の対価として、年金数理的な計算により平均余命等を勘案して、どの程度の受給権があるのかというものを示すものということでございます。

ちなみに、2008SNAの前身に当たります1993SNAでは「年金準備金」という名称のもとで、基本的には年金基金の運用資産額、積立額と申しますか、そういった運用資産額を記録するということが想定されていたというところでございます。

これに対して、右側のオレンジのところですが、現行の日本のSNAでも、実は、前回、平成23年に行いました平成17年基準改定以降、日本銀行の資金循環統計とともに、項目名としては「年金準備金」という項目ではあるのですが、いわゆる発生ベースでストックの記録を行ってきているという現状にあります。

具体的にはDB企業年金の運用資産額に、企業会計情報から得られますDB企業年金と退職一時金に係る積立不足分を加算したものを計上しているということでございます。

ただし、基礎資料が企業会計情報ということになりまして、その部分はどうしても上場企業分が中心となりますので、いわゆる一国ベースにはなっていないということでございます。

なお、ここで退職一時金がなぜ関係してくるのかという点については、後ほど補足をいたします。

次に、表の2段目のところですが、2008SNAでは、1993SNAの扱いと異なりまして年金運用資産と年金受給権が一般的には一致しない。往々にして年金受給権が運用資産を上回ることが多いということに鑑みまして、いわゆる積立不足というものを、項目名としては「年金基金の対年金責任者債権」という名称で年金基金にとっての金融資産、年金制度のスポンサーである雇主企業の負債として記録することを求めています。

この点につきましても、右側ですが、日本の今のSNAあるいは日本銀行の資金循環統計では、項目名こそ「未収金・未払金等」という中に含まれる形ではありますけれども、年金準備金の推計に使われています積立不足分というものが既に記録をされているところであ

ります。ただし、カバレッジが上場企業を中心というのは、先ほど御説明したのと同じ状況ということでございます。

次に、このスライド以下数枚にわたりまして、実物フロー面での位置付けについて御説明いたします。

ここで実物フローという場合には、所得支出勘定といいます、雇用者報酬などの要素所得を源泉としまして、財産所得という第1次所得、さらには計上移転の受払を記録した上で、可処分所得、さらには貯蓄を導出する勘定のことを指しているとお考えください。

後ほど勘定構造については改めて御説明いたしますけれども、ここで重要なのは、企業年金に係る社会負担や給付といったものは一義的には経常移転として記録されまして、これに関係します雇主企業による負担分、あるいは年金関連の運用収益といったフローもそれぞれ記録がこの勘定の中でなされるという点でございます。

まず、SNAの体系におきましては、広い意味での社会保険制度に係る雇主の拠出負担分といいますものは、まず一旦、雇用者報酬として賃金などとともに家計が受取まして、これを家計が自分自身の負担分とともに社会負担として制度に払い込むという、いわゆる迂回処理を行うことが求められています。

ここで2008SNAにおきまして、青いところですが、年金受給権というものは、先ほど御説明したように、発生ベースで年金数理的に記録するというのと整合的に、雇主企業の負担分につきましても、現金でどれぐらい拠出されたかではなくて、ある会計期間におきまして雇用者の労働の対価として発生した年金受給権の増加分、専門用語ではこれを「現在勤務増分」と読んでいますけれども、その現在勤務増分というベースで記録することが求められているということでございます。例えば、私が1年間追加的に会社に勤務すれば、その追加的な1年間での勤務の対価としてどれぐらい受給権が増加したのかという意味でございます。

少し小さい字で書いてあって申しわけないのですが、ここで、現在勤務増分（X）から実際の掛金支払額（A）を控除した差額を雇主の帰属社会負担（Z）として記録しまして、これが $X - A$ ということになります。この現金負担分の現実社会負担（A）と帰属社会負担（Z）の双方が雇用者報酬の内訳として計上されることになっております。

これに対して右側の現在の日本のSNAですけれども、雇用者報酬の一部に記録する雇主企業の負担分というのは、実際の掛金負担、先ほどの記号で言うとAが「雇主の現実社会負担」という名称で記録されています。この扱いは1993SNAという2008SNAの前身のマニュアルの扱いと整合的になっております。

関連しましてスライドの⑤を御覧ください。2008SNAと現行の日本のSNAでの雇用者報酬部分の扱いの関係を図解したのがこのスライドになります。

雇用者報酬の内訳の社会負担ということについて、現行の日本のSNAないし1993SNAで記録される実際の拠出額と、2008SNAで記録される現在勤務増分は一般的に一致しないわけですが、ここではその大小関係によって2つのパターン分けをしています。

まず、左側は、実際の負担支払が現在勤務増分を下回る場合ということでございます。簡単には積立不足が蓄積していつているフェーズとお考えください。

現在勤務増分は紫の破線の大ききで示しまして、赤い実線で示される実際の雇主負担がこれを下回る図となっています。現行の日本のSNAでは、この実際負担分だけが雇主の現実社会負担として雇用者報酬に含まれるわけでございます。

一方、2008SNAの扱いでは雇用者報酬にはあくまで現在勤務増分が記録されて、内訳として実際の負担分は雇主の現実社会負担という形で、現在勤務増分と実際負担分との差額、この点線と赤いところの差額ですが、こちらが雇主の帰属社会負担、ここではプラスの値ということになりますけれども、それが記録されるというわけでございます。

右側では、逆に実際の負担が現在勤務増分を上回る場合というものを描いております。簡単には、先ほどと逆に積立不足が解消されていつているフェーズとお考えください。

ここでも紫の破線で現在勤務増分を示しまして、これより高さが高い赤い実線で雇主の実際負担を書いております。

現行の日本のSNAでは、こういう場合、実際負担が雇主の現実社会負担として雇用者報酬に記録されます。

その一方で、2008SNAのもとでは、やはりあくまで現在勤務の増分分だけが雇用者報酬に記録されるというわけでございます。

ここで残差として計算されます雇主の帰属社会負担には、小さい紫の枠から赤い大きい枠を引いた面積、つまりマイナスの値が記録されるということになります。帰属社会負担がマイナスになっているということは、雇主が積立不足を解消していつているフェーズにあるということを示しているということになります。

後ほど家計貯蓄へのインプリケーションを最後に申し上げますけれども、近年の日本ではこの右側のケース、つまり帰属社会負担がマイナスのケースに該当していると考えられまして、2008SNAを踏まえた記録を行いますと、雇用者報酬に記録される額が現行よりも小さくなるという点がございます。このことを少し念頭に置いていただければ幸いです。

次に、先ほどのスライド③の表に戻りまして、実物フローの続きでございますけれども、表の2段目、財産所得に計上される年金資産に係る収益について御説明いたします。

SNAの一般的な体系におきまして、所得支出勘定の中では、こういう年金関連の収益というのはまず年金基金から家計に対して財産所得の支払として記録され、その上で家計から年金基金に対して追加的に社会負担が支払われたとみなすという、いわゆる迂回処理というものが求められております。

これは年金に係る資産を保有しているのは家計であることから、そこからの収益は一旦家計が受け取ったように記録をするのですがけれども、実際のお金は年金基金のもとにあり、運用に回されておりますので、再度家計からの掛金として記録しようという趣旨でございます。

2008SNAにおいては、真ん中のところですが、年金関連の収益は1993SNAで想定されていたような年金運用資産から実際に発生する利子や配当収益ではなくて、前期末の年金受給権残高と、年金数理計算で用いられる割引率から計算される概念上の利子額を年金受給権に係る投資所得（Y）という名称で記録することとなっております。

これは専門用語では「過去勤務増分」と呼ばれている概念でございます。発生ベースのもとでは、年金数理計算のもと割引現在価値で計測される年金受給権に対して、例えば、1年経過することで年金受給までの期間が1年短くなって、割引率分だけ年金受給権が増加するといった考え方に基づいて年金関係の財産所得というものを記録しようという発想でございます。

これに対して右側のオレンジのところ、日本の現行のSNAにおきましては、財産所得の関係は、1993SNAと整合的に実際の年金運用資産からの収益を保険契約者に帰属する財産所得（D）という項目名で計測・記録をしているということでございます。

関連しまして、スライド⑥というところを御覧ください。2008SNAと現行の日本のSNAにおける財産所得要素の関係を図解したものになります。

左側の現行の日本のSNAないしそれが基づく1993SNAの場合は、収益の母体となりますのは、あくまでこの真ん中のパネルのうち下側にあります年金基金運用資産部分ということになります。財産所得にはその運用から発生する実際の利子・配当分が「保険契約者に帰属する財産所得」という形で記録されるということでございます。

これに対して右側の2008SNAのもとでは、収益計算の母体となりますのは年金数理的に計算された年金受給権というものでございまして、年金運用資産だけでなく、いわゆる積立不足分というものも含めた概念となります。これに割引率を乗じたものが過去勤務増分でありまして、発生ベースのもとでの財産所得額、項目名では「年金受給権に係る投資所得」として記録されるというわけでございます。

行ったり来たりで申しわけありませんが、再びスライド③の実物のフローの表に戻っていただきまして、3段目になりますけれども、年金給付についてでございます。

所得支出勘定では、年金給付というのは年金基金から家計への社会給付という形で記録されております。この扱いは、2008SNAでも、あるいは現行の日本のSNAないしそれが準拠する1993SNAでも変わりありませんでして、実際の年金基金からの年金給付支払が記録される扱いとなっております。

ただし、項目名が少し違いまして、2008SNAでは「その他の社会保険給付（E）」という名前になります。ここで「その他」というのは、政府の社会保障に対してのその他という意味でございまして「社会保険」という言葉は「社会保障」というよりも広い概念で使われていることについて御留意いただければと思います。

この「その他の社会保険給付」という項目名に対して、現行の日本のSNAないし1993SNAでは「年金基金による社会給付」という名称で記録がされている。そういう細かい違いがございます。

次に、実物フローの最後のフェーズとしまして、年金受給権ないし準備金の変動分の記録というものがございます。これは所得支出勘定では「家計の受取」「年金基金の支払」に記録されるものです。

ここは1993SNAないし現行の日本のSNA、2008SNAともに考え方は共通しているのですが、少し複雑ですので解説をさせていただきたいと思います。

ここでいう変動分といいますのは、DB企業年金に係る社会負担から給付を控除したものということになります。負担は雇主、雇用者双方の分になります。給付は先ほど御説明した年金給付そのものということになります。

家計の可処分所得を計算する過程では、家計の支払として社会負担というものが支払われて、受取として給付というものが受け取られるということで、ある意味、実際の実感に近い形で記録がなされているわけでございます。

このままですと、負担－給付という形では可処分所得の計算から落ちていく形となります。例えば、負担が給付を上回っている場合ですが、その上回っている分というのは可処分所得には反映されない形になるわけでございます。そのため、貯蓄額にも含まれないという扱いになります。

一方で、年金基金の払い込み額、負担額の純額、負担－給付といいますのは、家計にとっては年金受給権ないし年金準備金という金融資産の積み増し、純増分を意味するというようになります。これは金融面ではそういう記録をする必要があるということでございまして、金融面と実物面の整合を図るために、実物フローの所得支出勘定におきまして家計の受取側に負担－給付の額をあえて足し戻してあげるという処理を行いまして、それが貯蓄額に反映されるようにしているというわけでございます。

こうした所得支出勘定における最後の局面で可処分所得にこうした負担－給付を足すというのは、実は1968SNAから1993SNAの変更の際の大きなポイントの一つということございました。

先ほど申し上げたように、2008SNAでも、現行の日本のSNAないし1993SNAでも、こうした負担－給付の差額の調整を行うということには変わりはありませんけれども、真ん中の2008SNAでは負担の金額がいわゆる発生ベースで厳密に記録されまして、変動分というのは「年金受給権の変動調整」という名称で記録されます。

これに対しまして現行の日本のSNAでは、負担はあくまで実際の支払ベースということになりまして「年金基金年金準備金の変動」という名称で今は計上されているという違いがございます。

次に、関連して金融フロー面での記録について述べます。金融フローというのは金融資産と負債の取引を示す勘定のことですが、ここでは年金受給権ないし準備金の変動額が家計の資産の純増、年金基金の負債の純増として記録されます。

2008SNAでは、この金額は、先ほど述べましたように、実物フローの最後に記録される「年金受給権の変動調整」と同じ額になります。つまり実物と金融面でフロー金額が完全に一



致をするというわけでございます。

一方、現行の日本のSNAでは、日本銀行の資金循環統計と整合的に、この金融フローにはDB企業年金の年金運用資産の簿価の増減額を記録しております。このため、実物面の先ほど御説明した「年金基金年金準備金の変動」とは必ずしも金額が一致しないということになっているということでございます。

以上、所得支出勘定を中心に年金関連の記録方法を述べましたけれども、おさらいのためにスライドの⑦を御覧いただきます。

ここでは、2008SNAにおけます記録方法のイメージを家計の所得支出勘定の勘定構造という形式で再掲しております。

まず、一番上、第1次所得の配分勘定では、家計の受取側、雇用者報酬の内訳として雇主の社会負担分が現実社会負担、帰属社会負担という内訳で記録されますけれども、これらは2008SNAのもとでは「現在勤務増分」という発生ベースで記録されます。財産所得の受取も「年金受給権に係る投資所得」という名称で、過去勤務増分という発生ベースで記録がなされるということでございます。

所得の第2次分配勘定、次の勘定ですけれども、これらの額がそのまま家計の支払として記録されるということになります。これがいわゆる迂回処理ということになります。

1点「年金受給権に係る投資所得」というのは、金額は全く一緒なのですがけれども、第2次分配勘定の家計の支払側では「家計の追加社会負担」という名称に変わって記録がなされるということでございます。

第2次分配勘定の受取側では、給付額というものが「その他の社会保険給付」として記録がされるということでございます。

最後に、所得の使用勘定という部分でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、家計の受取側にいわゆる調整項目として発生ベースでの「年金受給権の変動調整」が記録されて、年金に関します負担－給付が貯蓄に反映されるような処理がなされております。

この表でいきますと、可処分所得に年金受給権の変動調整を足して、そこから最終消費を引いた残りが貯蓄となっているということでございます。この金額は、家計の金額フローの勘定では金融資産の純増としてそのまま計上されるということでございます。

このように2008SNAでは、所得支出勘定の年金関連項目の記録の構造は1993SNAとは変わらないのですがけれども、各項目が発生ベース化されているという点が異なっているということになります。

次のスライド⑧におきまして、関連情報として、DB企業年金等につきまして、日本の企業会計ではどのようなになっているのかについて御説明いたします。

冒頭申し上げましたように、2008SNAのDB企業年金に関する勧告というのは、国際会計基準と基本的には整合的なものとなっております。つまり企業会計基準に基づく財務諸表が、推計上、決定的に重要な基礎情報ということになります。

日本においては、いわゆる会計ビッグバンというものの一貫で、2000年4月以降、国際会計基準と整合的な「退職給付に係る会計基準」が適用されております。

この中で「退職給付債務」という項目が2008SNAでいうと年金受給権のストック、「勤務費用」という項目が2008SNAで言うところの現在勤務増分、「利息費用」という項目が2008SNAで言うところの過去勤務増分というものにそれぞれ対応しているということがございます。

1点留意すべき点は、日本の退職給付会計基準は、ここで挙げています①～③といういわゆる確定給付型の企業年金を対象にするとともに、退職一時金についても同様に会計基準の対象としているという点でございます。

一方で、企業の財務諸表情報から年金分と一時金分を分けて把握はできない。つまり、例えば「勤務費用」とか「退職給付債務」といった項目について、年金分と一時金分を切り分けることはできないという点は御留意いただければと思います。

こうした基礎情報の動向も踏まえまして、次に、日本のSNAで次回基準会計におきましてDB企業年金、あるいはこれと一体的に退職給付会計で処理されています退職一時金というものについて、どのように取り扱うかということをお説明いたします。

ポイントを4つに分けております。

まず第1に、年金受給権のストックを上場企業中心から一国ベースに拡大するということです。最初の方で申し上げましたが、現行の日本のSNAでも資金循環統計と同様、既に発生ベースで年金準備金のストックを計上していますけれども、カバレッジが財務諸表から得られる上場企業を中心に限定されていますので、これを一種の膨らまし推計により一国ベースに拡大することを検討しております。

第2に、雇用者報酬や財産所得などを記録する所得支出勘定という実物フローについて、発生ベースの記録に転換することがございます。

現行の日本のSNAでは、冒頭申し上げましたように、雇主の負担も年金関連の財産所得も、いずれも実際の支払ベースで記録されていますが、これを2008SNAに従って発生ベースで記録するというのを検討しております。発生ベースというのは、繰り返しですけれども、実際の支払ベースではなくて、年金数理的に計算される年金受給権が期間中にどれぐらい積み増されるかということを示すものです。

これに伴いまして、退職給付会計基準の対象である退職一時金についても、DB企業年金と一体的に発生ベースで雇用者報酬や財産所得に含まれるパーツのフローを記録することになります。現行の日本のSNAの退職一時金の記録方法というのは少々複雑なのですけれども、ごく簡単に要約して言いますと、企業年金とは完全に切り離された記録がなされておりまして、現行の日本の家計の所得支出勘定の中では、退職一時金の実際の支給額が雇用者報酬という形に含まれた上で、基本的にはそのまま可処分所得を通じて家計の貯蓄額に影響する仕組みとなっています。これが今の日本の状況です。

これに対して企業年金の方は、雇主企業の負担分や年金関連の収益分が家計の貯蓄額に反映される仕組みとなっております。

次回基準会計で行います日本の2008SNA対応におきましては、基礎データのベースとなる退職給付会計基準の状況も踏まえまして、退職一時金分についてもDB企業年金分と一体的に、同じように発生ベースの形で記録をしてはどうかと考えている次第でございます。

第3に、年金受給権の金融フローの金額を実物フローの金額と同額にするよう記録することを検討しております。先ほど申し上げましたように、現行の日本のSNAでは実物と金融のフローは一致していません。このため、この両者を合わせるというような記録の仕方をするを考えております。

第4に、年金関係の積立状況というものが一国ベースで明示的に記録されるということでございます。これも冒頭の方で申し上げましたけれども、現行の日本のSNAでは、財務情報がとれる上場企業分を中心に未収金・未払金という形でいわゆる積立不足分を計上しています。これを年金受給権のストックと同様に一国ベースに膨らまし推計を行った上で「年金基金の対年金責任者債権」という項目名で明示的に記録をするを検討しております。

これらの変更事項のうち、金融面にかかわる1、3、4につきましては、同じく平成28年をめどに2008SNA対応を行うことを検討しております日本銀行の「資金循環統計」についても、同様の対応をとる予定となっておりますことを付言いたします。次に、このスライドでは、2008SNAにおける実物や金融の取引、資産項目に対して、次回基準の日本のSNAにおいて、どのような内容を記録するのかという点について御説明いたします。

まず、最初の2行をまとめてでございますけれども、雇主の社会負担ということについてです。

繰り返しですが、2008SNAでは発生ベースの記録になりますので、ここで記録されるのはいわゆる現在勤務増分（X）ですけれども、労働者が1年間追加的に勤務したことへの対価としての受給権の増加分になります。このうち、実際に雇主が掛金として支払った分が現実社会負担A。XとAの差額が雇主の帰属社会負担（Z）として記録されるという扱いです。

これに対して右側の緑の方ですけれども、日本のSNAでは雇主の社会負担の合計、つまり現在勤務増分に対しましては、基本的には企業会計情報から得られます勤務費用（X）を計上することを考えております。実際の雇主の支出分の現実社会負担との差額を帰属社会負担として記録することになるということでございます。

ここで、雇主の現実社会負担には、DB企業年金に係る実際の掛金に加えまして、雇主企業による退職一時金の支給額（B）も計上することを検討しております。勤務費用（X）と雇主の現実社会負担（A+B）の残差というものが雇主の帰属社会負担（Z）となりまして、式では「 $X - (A + B)$ 」となるということでございます。

1点、留意点は、明朝体で示しておりますけれども、勤務費用（X）は企業会計ベースの数字ですので、どうしても上場企業中心になってしまいます。これを、後に述べますように、一国ベースに膨らませる必要があるということでございます。

次に、3段目ですけれども、財産所得関係です。

2008SNAでは、年金受給権に係る投資所得という形でYを記録しますが、これと同じ額を家計が追加社会負担として迂回処理したという扱いとなっています。日本のSNAでは、これについて企業会計ベースの利息費用というものが概念上対応しますので、これを計上することを検討しております。

次に、4段目のその他の社会保険給付（E）ですけれども、日本のSNA、次回基準では、DB企業年金の実際の年金給付額と退職一時金の支給額を合わせて記録するというものを検討しております。

5行目でございますが、年金受給権の変動調整ですけれども、ここは負担－給付ということで、次回基準改定の日本のSNAにおきましては、先ほど述べました勤務費用と利息費用の合計からその他の社会保険給付を除いた額を記録することを検討して、発生ベースに合わせるということを考えております。

次に、ストック面でございますけれども、年金受給権のストック額は、日本のSNAでは企業会計ベースの退職給付債務を計上することになります。こちらは何回か申し上げているとおり、一国ベースへの拡大を行います。

最後の行の年金基金の対年金責任者債権、つまりいわゆる積立不足分に相当する部分ですけれども、こちらは年金受給権のストック額から別途推計する年金運用資産額を控除したものが計上されることになります。

先ほど次回基準改定で4つの変更ポイントというのを申し上げましたが、1点目の膨らまし推計について、このスライドに基づいて御説明いたします。

企業会計ベースの退職給付債務などの概念というのは上場企業中心ですので、それを一国ベースに膨らませる必要がありますという点は、何度か申し上げたとおりです。その膨らましの手法として、資金循環統計を担当しております日本銀行とも検討していますが、年金運用資産の額に注目をするという方法です。

下の図の左側には、企業年金の貸借対照表を模したものを示しているとお考えください。具体的には、企業会計データから上場企業中心のベースということで、企業会計からこの年金資産額（ $\alpha$ ）を把握します。

次に、別途年金の受託機関、生保ですとか信託ということになりますけれども、そういったところの業界データからDB企業年金運用資産の一国ベースの数字（ $\beta$ ）を把握します。

右の図に示しましたこの部分が一国ベースのDB年金資産額ということになります。

この2つの割り算、つまり倍率 $\alpha$ 分の $\beta$ というのがいわゆる膨らまし係数となるということです。図では $\alpha$ から $\beta$ への矢印として書いております。

これを企業会計から得られます退職給付債務（ $\gamma$ ）に乗じて一国ベースの年金受給権を推計しようというアプローチでございます。

図では、右側パネルの一国ベースの年金受給権が企業会計ベースの退職給付債務から膨らまされている。つまり「 $\delta = \gamma \times \beta / \alpha$ 」として計測されているということをお示ししております。

なお、先ほど申し上げた利息費用などにつきましても、同様の手法で一国ベースへの膨らましを行うことを検討しております。

次に、変更ポイントの2つ目として、実物フロー勘定におけます実際の支払ベースから発生ベースへの変更という点について、スライド3つで御説明いたします。

ここでは家計の所得支出勘定に注目したいと思います。

まず、第1次所得の配分勘定ですけれども、最初に、雇用者報酬の受取から説明をいたします。

左側の現行基準にありますとおり、現行の日本のSNAでは雇主の社会負担としては、DB企業年金への雇主の実際の掛金支払が雇主の現実社会負担（A）という形で、また、退職一時金の支払が雇用者報酬の一部であります雇主の帰属社会負担（B）という形で記録されております。

これに対して右側の2008SNAに対応した次回基準では、雇主の社会負担の合計額は、一国ベースに膨らましを行った上での勤務費用（X）、すなわち発生ベースでの雇主負担額が記録される。これが点線の部分ということになります。

その内訳として、現実社会負担には雇主による実際の掛金支払と退職一時金の支払、つまり「A+B」を計上して、帰属社会負担（Z）はその差額ということで「 $X - (A + B)$ 」というものを計上することを検討しております。

後ほど家計貯蓄への影響を見る際にも申し上げますけれども、この雇用者報酬要素が現行では「A+B」でありますのに対しまして、次回基準で2008SNAに対応する場合には勤務費用（X）ということになりまして、図では青い破線の枠の大きさということになります。この図だと青い破線の枠の大きさが「A+B」よりも大きく見えますけれども、近年の日本のケースではXの方が「A+B」よりも小さいという点がございまして、この点を後ほどに向けて頭の片隅に置いていただければと思います。

次に、財産所得ですけれども、繰り返し述べていますように、こちらは現行の日本のSNAでは保険契約者に帰属する財産所得（D）という形で、年金運用資産からの実際の利子等の収益が記録されています。

一方で、次回基準では、一国ベースに拡大した上での利息費用が計上されて、年金受給権に係る投資所得（Y）として記録されることになります。

次に、所得の第2次分配勘定です。この勘定では、家計の経常移転の支払として社会負担が記録されます。このうち、第1次所得配分勘定で雇用者報酬として受け取った雇主の社会負担分がそのまま迂回処理されて、家計の支払として記録されるという点は、現行でも次回でも変わりはありませんが、そこで記録される額が実際の支払ベースか発生ベースかで異なるということになります。

また、家計ないし雇用者本人の負担としては、一部、第1次所得の配分勘定で財産取得として受け取った分がそのまま迂回処理されて、年金基金に追加的に拠出されるという扱いになるという点についても現行、次回で変更はありません。

ただし、記録する内容がやはり実際の支払ベースから発生ベースになるという点が異なっているということでございます。

このページでは、家計自身が年金基金に自前で支払った掛金も存在するとして「C」という記号であらわしております。この扱いも現行と次回では変わりありません。

次に、経常移転の受取の方ですけれども、左側の現行基準では、年金分は年金基金による社会給付（E）として、退職一時金分は無基金雇用者社会給付という名前で「B」として記録されております。この無基金雇用者社会給付（B）は、さきに出てきた現行基準のもとでの雇主の帰属社会負担と同額になります。

これに対して次回の日本のSNAでは、年金分も退職一時金分も同じ「その他の社会保険給付」という形で「E+B」という形で記録されることとなります。

次に、スライド⑭になりますけれども、実物フローの最後として所得の使用勘定について見ます。

最終消費支出（F）というのは、現行でも次回でも変わらないものとして扱います。

重要な違いは、年金準備金ないし受給権の変動分の扱いです。現行でも次回でも、負担—給付の額を年金準備金ないし受給権の変動分として貯蓄額の調整のために受取額に加算するということは、先ほどの御説明のとおり、違いはないのですけれども、左側の現行基準で年金基金年金準備金の変動として記録されるのは、あくまでDB企業年金に係る実際の支払ベースの負担から給付を控除したもので、発生ベースでもありませんし、また、退職一時金分も含まれていないということです。

これに対して次回の基準、2008SNA対応では「年金受給権の変動調整」という項目名で社会負担が発生ベースで記録されるとともに、退職一時金分もDB企業年金分と一体的に記録されることとなります。

言いかえますと、何度か申し上げているとおり、退職給付会計基準という日本の会計基準では、DB企業年金と退職一時金は一体的な形で対象となっていますので、DB企業年金について会計基準に基づく財務諸表を使って発生ベースで記録するようにする限りは、現行基準の扱いとは異なり、退職一時金も発生ベースで記録することが必要かつ適切ということかと考えております。

次に、4つのポイントの3つ目として述べました実物と金融の整合性について、スライド⑮で簡単に説明します。

具体的には家計の金融フロー勘定を見ているのですが、現行基準では年金準備金という金融資産のフローの純増額は年金運用資産（簿価）の増減が記録されており、実物フロー勘定の最後に記録されていた年金準備金の変動とは異なる額が記録されています。つまり金融と実物に不一致がある状態です。

これに対して次回の基準では、金融資産の純増額には実物フローの最後に記録されます「年金受給権の変動調整」と同額を記録することとなります。これにより次回基準では実物と金融は整合性がとれることとなります。

また、変更の4つ目として、積立状況の明示化ということについても、このスライドで視覚的にあらわしております。左右で現行と次回の年金基金から見た貸借対照表を見ています。

左側の現行では負債側に年金準備金がありまして、これは家計に対する負債。それに対して年金運用資産として保有している以外の部分は、年金制度のスポンサーであります雇主企業への資産で未収金・未払金等という形に含めて計上されています。

これに対して右側の次回基準では、バランスシートの構造は余り変わりがないのですが、年金受給権という負債が一国ベースになっている点が異なります。これに加えて、この額と年金運用資産との差額が雇主企業に対する資産として「年金基金の対年金責任者債権」という名前のもとで明示的に記録されることとなります。

次のスライドですが「まとめ」として統計利用上の観点について整理をいたします。

まず、2008SNAの導入という観点では、年金受給権に関するフローの取引を、SNAの本来の記録方法であります発生ベースで把握することができるようになるという点がございます。

企業年金等に係る雇主負担分という文脈では、発生ベースというのはその時の掛金の形で支払った金額ではなくて、あくまでその期間の雇用者の労働への対価として、どの程度の受給権が新しく積み上がったのかというものを示すものです。

後ほど述べますように、こうした変更によって、日本の場合には、発生ベースの記録のもとでは、高齢化の流れを反映しまして家計貯蓄が現行よりも下方にシフトすることが見込まれます。

次に、何度か御説明していますように、積立状況が「年金基金の対年金責任者債権」という形で明示化されるということになります。

次に、2008SNA自体というよりは推計方法の精緻化という観点では、まず、年金受給権がこれまでのような上場企業中心ではなくて、膨らまし推計を用いて一国ベースで計測されるということです。

これによりましてDB企業年金などの年金受給権は、現在は100兆円ぐらいのところ、110兆円程度に拡大されると暫定的に試算がされております。

また、これも何度か申し上げていますが、これまで実物と金融で年金受給権のフロー分に不一致がありましたけれども、次回基準ではこれを完全に整合的にするという事で、SNAの体系としての一貫性が高まるということが期待されます。

なお、参考情報として諸外国の状況を見ますと、アメリカ、あるいはイギリスを含みます欧州各国では2008SNAの勧告に対応しております。カナダは今はまだということなのですが、2015年までに行う改定の中で取り組む方針と聞いております。

最後に、今の「まとめ」でも触れました2008SNA勧告に対応することによる家計貯蓄への影響について、もう少しだけお時間をいただいて少しひも解いて御説明したいと思います。

まず、このスライドでは家計貯蓄の定義、つまり「可処分所得+年金受給権の変動分-

最終消費支出」という計算式の中で、現行と次回基準で貯蓄額がどのように変化するかという点を比較します。

まず、左側のオレンジのヘッダーが現行基準ですけれども、可処分所得については、家計の受取としては雇用者報酬の一部として、雇主のDB企業年金実際の掛金支払（A）と退職一時金の実際の支払（B）が記録されます。これとともに財産所得の一部として年金資産からの実際の収益（D）が記録されます。また、社会給付として年金給付（E）と退職一時金（B）が記録されます。

逆に、支払側では、雇用者報酬として受け取った雇主負担分のA+B、財産所得として受け取った資産運用収益分のDがそのまま迂回処理されて社会負担として支払われますとともに、自分自身の自前の掛金負担でありますCも記録されます。

矢印の先にありますように、差額としては「 $B + E - C$ 」というものが可処分所得として記録されることとなります。

次に、緑側のヘッダーの次回基準の扱いですけれども、まず、可処分所得のプラス要素としては、雇用者報酬の一部として勤務費用（X）、財産所得の一部として利息費用（Y）が記録されまして、社会給付として年金給付と退職一時金が記録されます。

これに対してマイナス要素としては、XとYがそのまま迂回処理という形で社会負担の一部として記録されるとともに、自前の掛金負担（C）が記録されます。

この結果、差額としては、矢印にありますように、やはり「 $B + E - C$ 」というのが可処分所得に計上されます。つまり現行でも次回でも、この単純化したモデルのもとでは可処分所得には違いはないということです。

次に、年金受給権ないし準備金の変動分について見てみます。

まず、左側の現行基準ですけれども、年金部分についてのみ負担－給付の額が記録されておりますので、AとDとCを合算したものから年金給付でありますEを控除したもの、「 $A + B + C - E$ 」ということになります。

これに対して右側の次回基準では、DB企業年金と退職一時金を合わせて負担－給付の額を記録するということとなりますので、負担としては勤務費用（X）、利息費用（Y）、雇用の自前の掛金負担（C）を合算したものから年金給付（E）と退職一時金（B）を控除した額になります。つまり年金受給権ないし準備金の変動分という意味では、現行と次回では記録される金額が異なってくるということになります。

最終消費支出（F）は、現行でも次回でも変更がないとします。

最後に、貯蓄につきましては「可処分所得+年金受給権の変動－最終消費支出」ですので、現行では「 $(A + B) + D - F$ 」、次回基準では「 $X + Y - F$ 」という形になることが分かります。つまり貯蓄額の現行と次回基準の間での大小関係というのは、雇用者報酬の要素でありますA+B対X、財産所得の要素でありますD対Y、その大小関係で決まってくるということになります。

次のスライドでこれらの大小関係について、経済的意味も交えながら御説明をしたいと思います。



思います。まず、財産所得要素でありますD対Yの大小関係について見ます。

左側の現行基準では、財産所得（D）というのは年金運用資産からの実際の利子等の収益額でした。これに対して右側の次回基準での財産所得（Y）というのは、年金資産に積立不足分を加算された年金受給権から発生する概念上の利子額ということになります。

このため、母体となる資産額が単に運用資産か受給権全体かというところが決定的に違ってくるということですので、基本、一義的にはYの方がDよりも大きいということになります。

次に、雇用者報酬の要素でありますA + D対Xという大小関係について見てみます。

左の現行基準でのA + Bというのは、雇主によるDB企業年金への実際の拠出額と退職一時金の支払額ということになります。

これに対して右側の次回基準でのXというのは、発生ベースでの年金や退職一時金の受給権の増加分ということになります。この金額Xというのは、現在、精査している段階ではありますけれども、現時点では、近年の日本のケースではA + Bを下回ると見られます。

A + Bというのは、少し前のスライドで御説明したように、次回の基準では雇主の現実社会負担として記録されます。つまりここで赤色の枠で囲った足りない部分、つまり「X - (A + B)」というのは雇主の帰属社会負担というものを示しまして、これがマイナスの値をとっているということの意味します。

解釈としましては、新しい受給権の積み上がりよりも実際の支払を多くしているということになりますので、退職給付に係る受給権の積立不足を解消しているプロセスにあるということかと思えます。

では、どうしてこういうフェーズにあるのかといいますと、近年の日本では、高齢化の進展によりまして退職世代が現役世代よりも大きいということで、1年間に雇主が支払う金額、とりわけ退職一時金の実際の支払額が、現役世代が同じ1年間に労働に対して獲得する受給権の増加分よりも大きいということから生じていると考えられます。

最終的には、YがDを上回る程度よりもXがA + Bを下回る程度の方が大きい。つまり雇用者報酬の違いの方が大きいということで、次回基準のもとでは現行基準よりも家計貯蓄の額が小さくなるということが見込まれております。

以上、2008SNAにおける年金受給権の勧告は極めて複雑で、御説明が長くなりましたけれども、以上とさせていただきます。と思えます。

○中村部会長代理 大変詳細な御説明、ありがとうございました。

非常に内容が多岐にわたりますので、消化するのも大変でありますけれども、御質問、コメント、御意見、何でも結構ですので、お願いいたします。

○前田委員 丁寧な御説明をどうもありがとうございました。これは本当に難しいですね。

少し確認といいますか、質問が2つとお願いが1つであります。35ページを見ていて思ったのですが、現行基準と次回基準で可処分所得は変わらない。ただ、貯蓄が変わるということなのですから、一般的に消費性向と言われるものは、可処分所得分の

消費なので、消費性向は変わらないけれども、貯蓄率は変わるということになるということですか。

それに派生するものとして、多分、家計の貯蓄率が下振れると思うのですが、一方で、貯蓄率が上振れるのは金融機関ですか。部門としてはどの貯蓄率が上振れるということになるのか。これが1つ目の御質問であります。

2つ目であります。退職金も一括して扱われるということでもありますけれども、退職金についても年金と同様、普通、企業は何年働くところというルールで払うので、日本の場合は、一種、発生主義に即した考え方ができるという理解でよろしいですかということでもあります。

3つ目であります。基本的にこの変更の方針で全く異論はありませんけれども、いずれにせよ恐らく貯蓄率は結構変わると思いますので、多分、対外的にはそれなりに丁寧に御説明された方がよいのかなと思います。説明するにもなかなか難しい問題が多いのですが、なるべく分かりやすく対外的には御説明されるということを希望いたします。

以上であります。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 では、お答えをさせていただきます。

今、何点かいただいたうち、丁寧な説明というのはそのとおりでと思いますので、特に複雑でございますので、そこは心がけていきたいと思っております。退職一時金の御理解は、おっしゃったとおりと承知いたします。

最初に御質問を2ついただいた点ですけれども、まず、消費性向と貯蓄率ということですが、SNAのマニュアルの体系の中では、貯蓄率というのは、貯蓄額が分子になって、可処分所得と先ほど申し上げた年金受給権の変動分を足したものが分母になるということ、そこはある程度定義的なものがあるわけですが、残念ながら、消費性向としての定義というものはないので、そこはユーザーの方でどう使われるかということになると思います。もし仮に「1－貯蓄率」が消費性向なのであるということに立てば分母が同じになるわけですが、あくまで可処分所得と対比をするという使い方もあり得ると思っておりますので、そういうことかと思っております。

2点目の御質問で、家計の貯蓄が下がっている一方で、どの部門のことなのですか、その正確なところは分からないのですが、恐らく雇主企業の部分で逆に貯蓄が動いているのではないかと思います。

2008SNAの考え方では、年金基金というのは、ある意味、もう完全な導管体という形で、貯蓄はそんなにないというのが発想としてありますので、恐らくそういうことではなからうかと思っております。

○前田委員 ありがとうございます。

○中村部会長代理 どうぞ。

○宇南山審議協力者 済みません、やや技術的なところなのですが、29ページの企業年金

⑫と書いてあるところで、現行基準と次回基準が左右にあって、真ん中に「計上する内容」というのがあって、ここが十分に理解できていないのですが、2行目に「退職一時金の実際の支払」と書いてあるのですが、お話を聞いていると、ここは次回基準では退職一時金の実際の積立義務分というようなもので、かつ、現行基準では実際の支払額だったのが今度は積立義務分になるという理解でよろしいでしょうか。まず、そこだけ確認です。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 基本はそういうことでございます。恐らく図が分かりにくいということだと思います。

現行ではとにかく積立義務分ではなくて、その時に退職世代に対して払われた退職一時金を雇員報酬の一部として記録するということになっています。これが現行です。

次回では、先ほどおっしゃっていただいたとおり、青い点線で囲った部分、これが企業年金にしる、退職一時金にしる、同じなのですけれども、ある意味、引き当て義務分といえますか、その1年間、人が働いたことによってどれくらい受給権が増えたので、その部分を記録するということになります。

この青い点線の中で内訳として現実負担分と帰属社会負担分というのを分けるわけですが、合計はあくまで勤務費用というものに縛られているわけですが、その中で現実負担をとってきて、それを引いたものが帰属社会負担となるという計算になります。この現実社会負担の中に、実際の掛金支払分と一時金の支払分を合わせて計上してはどうかということでございます。

○宇南山審議協力者 大分理解できましたが、そうすると、恐らく退職金が帰属から現実になるよと。現実になるよというのはどういう意味かということ、積立しなければいけない分が計上されるよということが分かれば、貯蓄率が下がる。今は退職金のために積立なければいけない額よりも、現実に支払っている額の方が大きいからというのが説明として筋が通りやすくなるのかなと思ったので、ここの特に29枚目のところの変更部分を少し分かりやすくしていただければと思います。

先ほどの貯蓄率の定義、SNAでは可処分所得プラス年金準備金の変動分を貯蓄で割るというのは、知っている人は知っているという感じだと思うのですが、35ページ目のような表を見ると、やはりみんな可処分所得分の貯蓄を想像して、分母、分子で分母は変わらないということですよと考えると分かりにくくなるので、やはり貯蓄率の定義というのは、貯蓄を可処分所得と年金準備金の変動分で割ったものだというのはどこかに書かれておいた方が安全かなと思います。

全体としては、やはり実際に退職一時金というのが、企業の中では恐らく企業年金とかと一体的に選ばれて運用されているということを考えると、一緒のベースで計上されるようになるというのは非常にいいことだと思いますし、一時金の実態というのはなかなかSNA以外では捉えにくい部分なので、今回の改定は非常にいいのではないかなと思います。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 先ほどの貯蓄率の定義ですけれども、今、所得支出勘定の下の方に小さい字で書いてありますので、そこをもう少

し分かりやすくということかと思しますので、その辺のことも含めまして、先ほどの前田委員の御指摘も含めて、丁寧な説明ということはそのとおりだと思います。

○中村部会長代理 樫委員、どうぞ。

○樫委員 私もこの変更の方針で特に異論はございません。

確認ですけれども、労働分配率は、新しい方法になると、かなり昔の方はもう少し高くなって、現行の方は少し下がるということになると思うのですが。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 実際に計算をしたわけではないので分からないのですが、仮にGDP対雇用者報酬ということで考えますと、この変更によってGDPの変更はございませんので、分母は変わらないということになります。

分子の方は雇用者報酬ということになりますので、これは何度か申し上げているとおり、雇用者報酬に記録される部分が、今までの現実の退職一時金というものから、1年間の追加的な支払義務ということになりますので、その金額が変わりまして、現時点では、少なくとも近年では恐らく雇用者報酬は下がるのではないかということになりますので、分配率にカウントするとそれが下がる方向ということは、おっしゃるとおりだと思います。昔のところまでは検証しておりませんので、そこは申しわけありません。

○樫委員 昔のところでは、宇南山先生がおっしゃったように、本来、退職一時金の積立分があるべきものが雇用者報酬に入っていなかった、それが今後が雇用者報酬として計上されるので、昔はもっと積立していなければいけなかったということが明示的に統計に示される。

最近のところは、労働分配率が低くなって企業の取り分は増えるわけですけれども、それは過去の積立不足の解消に使われているという形になると理解してよろしいですか。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 全体を通してみればそのような理解になると思います。

その上で、先ほど申し上げたかったのは、分配率にしても貯蓄にしても同じなのですけれども、あくまで2008SNAの年金受給権の対応として部分均衡的にどうなるかと申し上げたことですので、実際にはほかの勧告項目とか、あとは基準改定で産業連関表を取り入れたることによって、それはいろいろな要因で動くということだけ御留意いただければと思います。

○中村部会長代理 私も1つ質問したいのですが、23ページの割引率ですけれども、これは企業が実際に現在価値を計算する時に使っている割引率ですよ。これは企業ごとに異なっているのか、あるいは統一的な部分があるのか、それはどうでしょうか。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 ありがとうございます。

まず、SNAの推計においては、企業会計で記録されています利息費用という金額そのものを持ってきますので、割引率をどこから持ってきて計算するという推計手法はとらないということです。

翻って、企業会計の中で利息費用の計算において割引率がどうなっているかといいます

と、決まったルールはないかもしれませんが、一応、いろいろお話を聞いたりしておりますと、基本的には国債の利回りであったり、あとは格付の高い社債の利回りであったり、そういったものを活用している。ただ、完全に統一ではなくて、企業によってそこは違うというようなことで伺っております。

○中村部会長代理 あとはいかがでしょうか。

オブザーバーでいらっしゃっている関係省庁の方も、もし御質問等があれば聞きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、いろいろと御発言がございましたけれども、基本的には、今、御説明のありました企業年金の記録方法について、推計を精緻化しつつ、2008年SNAと整合的な形に変更するという点について、御異論はなかったと思います。

したがって、この事務局案を部会として了承したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中村部会長代理 ありがとうございます。

何人かの委員からも御指摘がありましたように、この事項につきましては内容が非常に複雑でありますので、次回基準改定の公表に向けましては、内閣府において現行基準からの変更点あるいはその影響について、ユーザーに分かりやすく説明するというようお願いしたいと思います。

その他の論点について、事務局の説明に対しましておおむね御異論はなかったと思います。

最後に、次回の予定につきまして、事務局から御連絡願います。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長 お手元の資料2という1枚紙を御覧ください。

今、皆様に日程の御照会をさせていただいておりますが、現時点では1月下旬をめどという以外にはまだ決定はしておりません。いずれにしましても、次回、第16回を開催します際には、本日は扱いませんでした金融資産分類、あるいは金融機関の内訳分類の精緻化ないし細分化というものを扱いたいと考えております。

本日、例えば年金受給権ですとか、あるいは雇用者ストックオプションの変更に伴いまして、諮問の中にあります作成基準も変更はされるわけですが、本日の御説明分も含めた作成基準への影響ということは、次回、併せて御説明をさせていただきたく考えております。こういった論点を中心に次回は開催させていただければと考えております。

以上です。

○中村部会長代理 ありがとうございます。

以上で本日の議題は全て終了しました。

本部会の議事要旨につきましては、事務局で取りまとめ、後日、内閣府ウェブサイトに掲載いたします。

それでは、本日はこれにて終了といたします。長時間にわたりまして活発に御議論いただき、ありがとうございました。